

## 指定管理施設における防災対策の強化について

## 1 趣旨

指定管理施設は、住民の福祉を増進するために設置された公の施設であり、広く県民に利用されている。また、規模の大きい施設など、防災計画上、指定避難所や防災拠点等に位置づけられた施設もあり、災害時にも重要な役割を果たすことが期待されている。先般の熊本地震を踏まえ、各施設において災害に対処できる体制が確保されているのか、改めて指定管理者の防災体制を検証した上で、指定管理者評価部会の意見等も参考に、防災士の配置を含め、指定管理施設における防災対策を検討する。

## ※防災士とは

- ・ 自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、NPO 法人日本防災士機構が認証した者
- ・ 平時から、防災意識の啓発、大災害に備える共助・協働の活動訓練、防災と減災、救助等の技術錬磨に取り組み、大災害に備えるため、防災士は防災・減災活動を地域と一体となって進めることが期待される。

## ※防災士の資格取得の流れ

主に座学中心の研修（2日間）。自宅でテキスト予習＋会場で講座を受講してから試験。別途、普通救命講習の受講が必要。

## 2 防災体制の状況（平成28年10月現在）

## (1) 防災士の配置状況（指定管理者数19団体）

配置済み（6団体）	配置予定あり（4団体）	検討中（6団体）	配置予定なし（3団体）
総合文化センター・美術館 別府コンベンションセンター 社会福祉介護研修センター 身体障害者福祉センター 農業文化公園・都市農村交流研修館 マリンカルチャーセンター	聴覚障害者センター 長者原オートキャンプ場 大分スポーツ公園・高尾山 ハーモニーパーク	林業研修所 県民の森施設 別府機械管理駐車場・県営3号上屋 別府港北浜ヨットハーバー 大洲総合運動公園・総合体育館 庄内屋内競技場	母子・父子福祉センター リバーパーク犬飼 大在コンテナターミナル

## (2) 防災士の配置に対する指定管理者の意見

- ・ 防災士の資格を有する者が職場の状況に対応し、防災・減災の役割を担う中核となることは組織としても望ましい。
- ・ 災害に備えて、各施設に1名以上配置することが望ましいのではないかと。
- ・ 人事異動があるため、継続的に配置できない可能性がある。
- ・ 消防法に基づく危機管理体制を構築しているため、防災士に限らなくてもよいのではないかと。
- ・ 防災士を配置する必要性を感じない（規模が小さい、屋外施設、特定の利用者に限られる等）。

## (3) 防災計画に基づく避難所、防災拠点等に指定されている施設

指定用途	施設
指定避難所	別府コンベンションセンター、庄内屋内競技場
津波避難所	別府コンベンションセンター、大洲総合運動公園（野球場）、身体障害者福祉センター
広域防災拠点	大分スポーツ公園
県災害ボランティアセンターの設置場所	社会福祉介護研修センター

## (4) 実効性を高める防災訓練等の取組

- ・ 施設利用者の訓練参加（別府コンベンションセンター、聴覚障害者センター、大分スポーツ公園）
- ・ 大規模イベント開催中の地震や火災を想定した訓練（大分スポーツ公園）

## 3 指定管理者評価部会の意見

- ・ すべての施設に一律にということではなく、施設の特性に応じて配置する考え方でよいが、取得困難な資格ということでもないので、資格取得を積極的に推奨すべき。
- ・ 障がい者や高齢者など、支援を必要とする人が多く利用する施設については、配置すべきではないかと。
- ・ 有資格者が施設においてどのような役割を果たしているかが大切。研修を何回実施したかなど、取組内容を定量的に把握できることが望ましい。

## 4 防災対策の強化について

以下の内容で、今年度中に指定管理者制度運用ガイドラインを改定する。また、平成28年8月に、県職員対象の防災士の講座への参加を促した。

### (1) 防災士の配置

#### ①指定管理施設での防災士の役割

防災に関するリーダーとして、訓練や研修の企画立案や実施を行うなど、施設の防災対策に取り組む。

#### ②防災士の配置を義務づける施設（◎配置済み ○配置予定あり △検討中）

##### (ア)避難所、防災拠点等に指定されている施設

◎別府コンベンションセンター、◎社会福祉介護研修センター、◎身体障害者福祉センター

○大分スポーツ公園・高尾山自然公園、△大洲総合運動公園・総合体育館、△庄内屋内競技場

##### (イ)収容人員300人以上（※防火対象物定期点検報告制度の対象となる防火対象物の基準）の屋内施設

◎総合文化センター・美術館、◎農業文化公園・都市農村交流研修館、◎マリンカルチャーセンター

（以下、再掲）別府コンベンションセンター、社会福祉介護研修センター、身体障害者福祉センター、大分スポーツ公園・高尾山自然公園、大洲総合運動公園・総合体育館

##### (ウ)災害時に支援を要する利用者（障がい者等）が主として利用する施設

○聴覚障害者センター、（以下、再掲）身体障害者福祉センター

#### ③現指定管理期間での対応

- ・来年度から、防災士の配置及び防災士が計画する研修・訓練を指定管理者評価の評価項目とする。
- ・防災士の配置を義務づける施設で、設置しない場合は、5段階評価の減点対象とする。

#### ④次回更新時からの対応

- ・防災士の配置を義務づける施設では、応募資格とし、事業計画で配置人数を記載する。

### (2) 対応マニュアルの整備、訓練等の強化

○安全管理マニュアルについて、毎年度の業務計画書とあわせて県に提出する。

○訓練や研修等の内容が施設にあった実践的なものとなっているか等を、毎年度実施する評価において検証する。